

令和 7 年 茂原市教育委員会会議 6 月定例会 日程

日時：令和 7 年 6 月 2 4 日（火） 1 5 時 0 0 分～

場所：茂原市役所 9 階 9 0 1 ・ 9 0 2 会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指名

3 会議事項

（議決事項）

議案第 1 号 教育財産の用途廃止について

議案第 2 号 茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定
について

議案第 3 号 茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱及
び茂原市公民館使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部を改
正する告示の制定について

議案第 4 号 茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示の制定につ
いて

議案第 5 号 茂原市学校部活動地域展開推進協議会委員の委嘱及び任命について

議案第 6 号 茂原市学校再編審議会委員の委嘱について

（報告事項）

報告 1 南中学校・早野中学校統合準備委員会委員の委嘱の報告について

4 閉会宣言

議案第 1 号

教育財産の用途廃止について

茂原市教育委員会は、次の教育財産について用途廃止する。

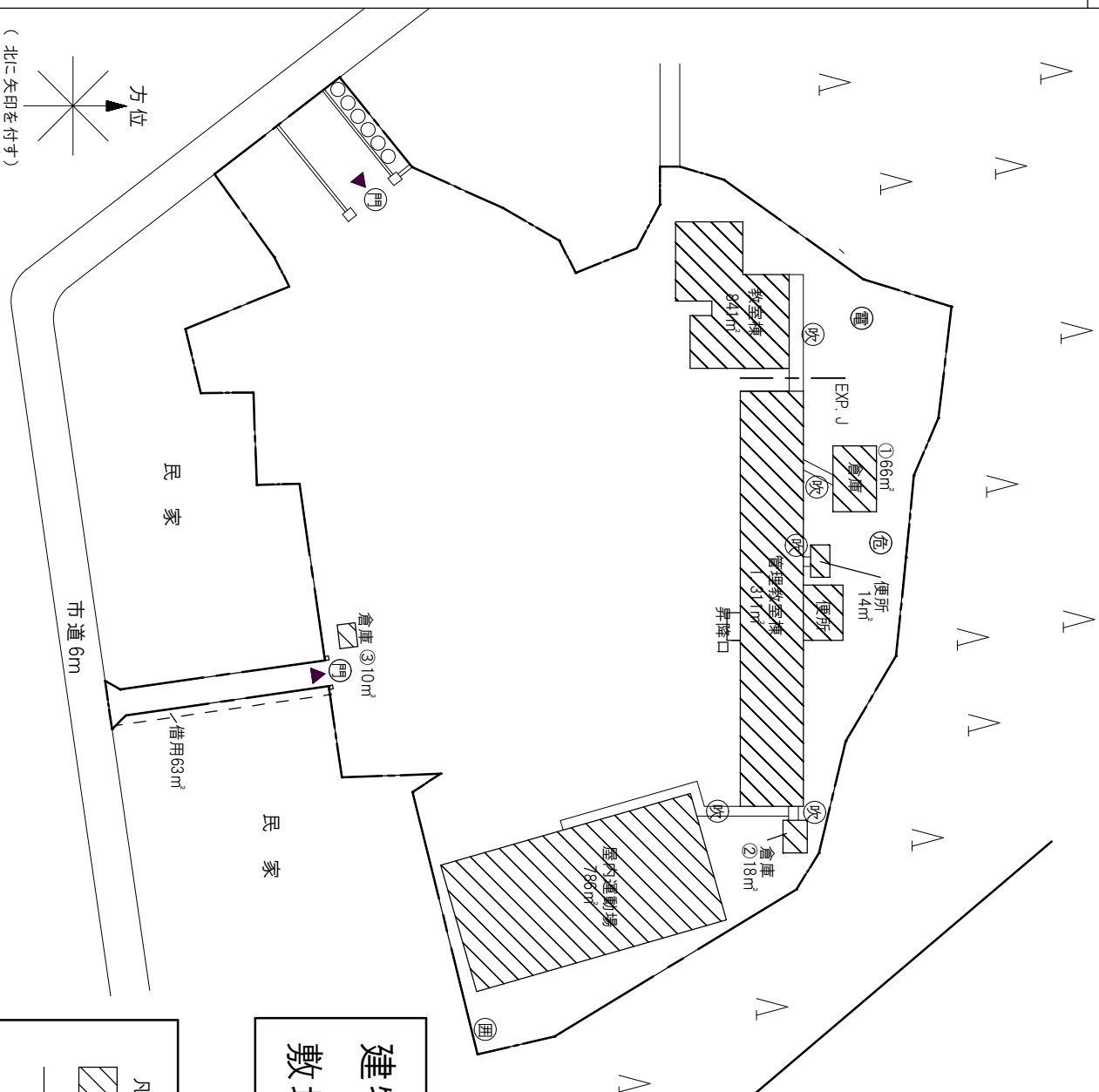
令和 7 年 6 月 2 4 日提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

- | | | |
|-----|---|---|
| 1 所 | 在 | 茂原市国府関 1 4 1 5 番地の 1 |
| 2 土 | 地 | 1 1, 9 4 7 m ² のうち 2, 5 4 5 m ² |
| 3 建 | 物 | 3, 0 4 6 m ² のうち 2, 1 5 2 m ² |

提案理由 旧茂原市立二宮小学校については、茂原市公共施設等総合管理計画に基づいた施設の利活用のため、茂原市民間提案制度により提案募集し、令和 7 年茂原市議会 6 月定例会で建物の無償貸付について議決されました。今後管財課において、契約予定者と賃貸借契約を締結するため、一部を用途廃止し、管財課へ引継ぎをしようとするものです。

凡 例
建築物
⑨ 未とりこわし建物
⑩ 危険建物
⑪ 借用建物
⑫ 一時使用建物
建築物以外の工作物
⑬ 自転車置場
⑭ 倉庫
⑮ 吹き抜けの渡廊下
⑯ 相撲場
⑰ 正門、通用門
⑱ 囲障
⑲ キュービクル
⑳ 動物小屋



建物全体面積	合計3, 046㎡
敷地面積	合計11, 947㎡

凡例

建築物面積(延べ床面積)



敷地面積

建物内訳(延べ床面積)	
管理教室棟	1,311㎡
教室棟	841㎡
屋内運動場	786㎡
屋外便所	14㎡
倉庫①②③	94㎡

議案第 2 号

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 2 4 日提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則（平成 4 年茂原市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 4 号中「市民会議構成員」を「育成会構成員」に改める。

第 9 条中「第 8 条」を「前条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由 「青少年育成茂原市民会議」の「茂原市青少年育成会」への名称変更に伴い、関係する規則について、一括して団体名称等の改正しようとするものです。

茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
(青少年補導員) 第7条 青少年補導員（以下「補導員」という。）は、25歳以上の者であつて、青少年の非行の防止及び健全な育成に熱意があり、かつ、次の各号の一に該当する者（ただし、禁固刑以上の刑罰を受けたことのある者を除く。）の中から、教育委員会が委嘱する。 （1）～（3） （略） （4） <u>育成会構成員</u> （5）・（6） （略） 2・3 （略） （補導員証） 第9条 補導員は、<u>前条</u>に規定する職務を行うときは、教育委員会の発行する青少年補導員証（別記第1号様式）を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	(青少年補導員) 第7条 青少年補導員（以下「補導員」という。）は、25歳以上の者であつて、青少年の非行の防止及び健全な育成に熱意があり、かつ、次の各号の一に該当する者（ただし、禁固刑以上の刑罰を受けたことのある者を除く。）の中から、教育委員会が委嘱する。 （1）～（3） （略） （4） <u>市民会議構成員</u> （5）・（6） （略） 2・3 （略） （補導員証） 第9条 補導員は、<u>第8条</u>に規定する職務を行うときは、教育委員会の発行する青少年補導員証（別記第1号様式）を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

附 則（令和7年〇月〇日茂原市教育委員会告示第〇号）
この告示は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱及び
茂原市公民館使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部を改正す
る告示の制定について

茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱及び茂原市公民
館使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部を改正する告示を次のように制定
する。

令和 7 年 6 月 2 4 日提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱及び
茂原市公民館使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部を改正す
る告示

(茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部改正)

第 1 条 茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱（平成18
年茂原市教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「青少年育成茂原市民会議」を「茂原市青少年育成会」に改める。

(茂原市公民館使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部改正)

第 2 条 茂原市公民館使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱（平成18年茂原市教
育委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「青少年育成茂原市民会議」を「茂原市青少年育成会」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

提案理由 「青少年育成茂原市民会議」の「茂原市青少年育成会」への名称変更に伴い、関係する要綱について、一括して団体名称の改正をしようとするものです。

議案第 3 号参考資料

茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱及び
茂原市公民館使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後				現 行			
(第 1 条関係) 茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱新旧対照表				(第 1 条関係) 茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱新旧対照表			
(使用料の減免となる使用者及び減免割合)				(使用料の減免となる使用者及び減免割合)			
第 2 条 規則第 1 2 条第 5 号に規定する特に教育委員会が必要と認める団体 で使用する場合、教育委員会が定める割合				第 2 条 規則第 1 2 条第 5 号に規定する特に教育委員会が必要と認める団体 で使用する場合、教育委員会が定める割合			
団体名	申請者	減免割合	備考	団体名	申請者	減免割合	備考
青少年相談員	責任者	1 0 割		青少年相談員	責任者	1 0 割	
PTA関係	会長	1 0 割	長生郡茂原市PTA連合会含 む	PTA関係	会長	1 0 割	長生郡茂原市PTA連合会含 む
子ども会関係	会長	1 0 割		子ども会関係	会長	1 0 割	
婦人会関係	会長	1 0 割		婦人会関係	会長	1 0 割	
ボーイスカウト	会長	1 0 割		ボーイスカウト	会長	1 0 割	
ガールスカウト	会長	1 0 割		ガールスカウト	会長	1 0 割	
文化協会関係	会長	1 0 割		文化協会関係	会長	1 0 割	
茂原市青少年育成会	会長	1 0 割		青少年育成茂原市民会議	会長	1 0 割	
茂原少年少女発明クラブ	代表	1 0 割		茂原少年少女発明クラブ	代表	1 0 割	
南総合合唱連盟	会長	1 0 割		南総合合唱連盟	会長	1 0 割	
アマチュア無線クラブ	会長	1 0 割		アマチュア無線クラブ	会長	1 0 割	
茂原市レクリエーション協 会	会長	1 0 割		茂原市レクリエーション協 会	会長	1 0 割	

改正後				現 行			
茂原市スポーツ協会	会長	10割		茂原市スポーツ協会	会長	10割	
公民館連絡協議会	会長	10割		公民館連絡協議会	会長	10割	
公民館自主グループ	代表者	5割		公民館自主グループ	代表者	5割	
市内高等学校関係	校長	5割		市内高等学校関係	校長	5割	
長生郡市広域市町村圏組合 関係	責任者	10割		長生郡市広域市町村圏組合 関係	責任者	10割	
自治会関係	自治会長	10割		自治会関係	自治会長	10割	
社会福祉関係団体	代表者	10割		社会福祉関係団体	代表者	10割	

2 (略)

2 (略)

(第2条関係) 茂原市公民館使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱新旧対照表

(使用料の減免となる使用者及び減免割合)

第2条 規則第17条第3号に規定する別に定める団体及び同条第5号に規定する団体及び減免割合は次の表のとおりとする。

区分	団体名	申請者	減免割合	備考
3号	青少年相談員	責任者	10割	
	PTA関係	会長	10割	長生郡茂原市PTA連合会含む
	子ども会関係	会長	10割	
	婦人会関係	会長	10割	
	ボーイスカウト	会長	10割	
	ガールスカウト	会長	10割	
	文化協会関係	会長	10割	
	茂原市青少年育成会	会長	10割	
	茂原少年少女発明クラブ	代表	10割	

(使用料の減免となる使用者及び減免割合)

第2条 規則第17条第3号に規定する別に定める団体及び同条第5号に規定する団体及び減免割合は次の表のとおりとする。

区分	団体名	申請者	減免割合	備考
3号	青少年相談員	責任者	10割	
	PTA関係	会長	10割	長生郡茂原市PTA連合会含む
	子ども会関係	会長	10割	
	婦人会関係	会長	10割	
	ボーイスカウト	会長	10割	
	ガールスカウト	会長	10割	
	文化協会関係	会長	10割	
	青少年育成茂原市民会議	会長	10割	
	茂原少年少女発明クラブ	代表	10割	

改正後					現 行				
	南総合合唱連盟	会長	1 0 割			南総合合唱連盟	会長	1 0 割	
	アマチュア無線クラブ	会長	1 0 割			アマチュア無線クラブ	会長	1 0 割	
	茂原市レクリエーション協会	会長	1 0 割			茂原市レクリエーション協会	会長	1 0 割	
	茂原市スポーツ協会	会長	1 0 割			茂原市スポーツ協会	会長	1 0 割	
	公民館連絡協議会	会長	1 0 割			公民館連絡協議会	会長	1 0 割	
	公民館自主グループ	代表者	5 割			公民館自主グループ	代表者	5 割	
	5 号	市内高等学校関係	校長	5 割		5 号	市内高等学校関係	校長	5 割
	長生郡市広域市町村圏組合関係	責任者	1 0 割			長生郡市広域市町村圏組合関係	責任者	1 0 割	
	自治会関係	自治会長	1 0 割			自治会関係	自治会長	1 0 割	
	社会福祉関係団体	代表者	1 0 割			社会福祉関係団体	代表者	1 0 割	
2 (略)					2 (略)				

附 則（令和 7 年〇月〇日茂原市教育委員会告示第〇号）

この告示は、公示の日から施行する。

議案第 4 号

茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示の制定について

茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 2 4 日 提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示

茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱（令和 6 年茂原市教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（就学奨励費の支給）

第 7 条 就学奨励費は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から年度の末日までの分を支給する。

（１） 認定者であって、当該年度の 4 月 1 日時点において第 3 条に規定する対象者である者 当該年度の 4 月 1 日

（２） 認定者であって、前号に規定する者以外の者 別表に定める期日

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 7 条第 2 号）

費目	支給開始の期日
学校給食費	対象者となった日
交流及び共同学習費	
修学旅行費	
校外活動費のうち宿泊を伴わないもの	
校外活動費のうち宿泊を伴うもの	
オンライン学習通信費	
学用品及び通学用品購入費	対象者となった日の属する月の翌月（当該対象者となった日が月の初日に当たるときは、当該日の属する月）の初日

別記第 4 号様式中「年 月 日付けで申請のあった」を削る。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

提案理由 年度途中で対象者となった者について支給開始期日を明確にするとともに、事務手続きを簡潔にするため、所要の改正をしようとするものです。

第4号様式(第5条第2項)

茂原市特別支援教育就学奨励費支給審査結果通知書

年 月 日

(宛先) 立 学校長

茂原市教育委員会 印

特別支援教育就学奨励費の支給認定について、茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり審査結果を通知します。

記

[illegible]

茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	現 行
(就学奨励費の費目等) <u>第6条</u> (略) <u>(就学奨励費の支給)</u> <u>第7条</u> 就学奨励費は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から年度の末日までの分を支給する。 <u>(1)</u> 認定者であって、当該年度の4月1日時点において第3条に規定する対象者である者 当該年度の4月1日 <u>(2)</u> 認定者であって、前号に規定する者以外の者 別表に定める期日	<u>(就学奨励費の支給)</u> <u>第6条</u> 就学奨励費は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日以後の分を支給する。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、当該各号に定める日の前から就学奨励費を支給することができる。 <u>(1)</u> 認定者であって、次号に規定する以外の者 第4条に規定する申請があつた日の属する月の翌月（当該申請日が月の初日に当たるときは、当該日の属する月）の初日 <u>(2)</u> 認定者であって、当該年度の4月1日時点において第3条に規定する対象者である者のうち、教育長が別に定める日までに第4条に規定する申請をした者 当該年度の4月1日 (就学奨励費の費目等) <u>第7条</u> (略)

改正後		現 行
別表（第7条第2号）		
<u>費目</u>	<u>支給開始の期日</u>	
学校給食費	対象者となった日	
交流及び共同学習費		
修学旅行費		
校外活動費のうち宿泊を伴わないもの		
校外活動費のうち宿泊を伴うもの		
オンライン学習通信費		
学用品費及び通学用品購入費	対象者となった日の属する月の翌月（当該対象者となった日が月の初日に当たるときは、当該日の属する月）の初日	

改正後						現 行																																																																																																																																																					
第 4 号様式(第 5 条第 2 項)						第 4 号様式(第 5 条第 2 項)																																																																																																																																																					
茂原市特別支援教育就学奨励費支給審査結果通知書 年 月 日 (宛先) 立 学校長 茂原市教育委員会 印 特別支援教育就学奨励費の支給認定について、茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり審査結果を通知します。 記 <table border="1"> <thead> <tr> <th>整理 番号</th> <th>児童生徒氏名</th> <th>学年</th> <th>支給期間</th> <th>支弁 区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>						整理 番号	児童生徒氏名	学年	支給期間	支弁 区分																																																																				茂原市特別支援教育就学奨励費支給審査結果通知書 年 月 日 (宛先) 立 学校長 茂原市教育委員会 印 年 月 日付けで申請のあった特別支援教育就学奨励費の支給認定について、茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり審査結果を通知します。 記 <table border="1"> <thead> <tr> <th>整理 番号</th> <th>児童生徒氏名</th> <th>学年</th> <th>支給期間</th> <th>支弁 区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>						整理 番号	児童生徒氏名	学年	支給期間	支弁 区分																																																																			
整理 番号	児童生徒氏名	学年	支給期間	支弁 区分																																																																																																																																																							
整理 番号	児童生徒氏名	学年	支給期間	支弁 区分																																																																																																																																																							

附 則（令和 7 年〇月〇日茂原市教育委員会告示第〇号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。